

軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(消防用の船舶の用途)

参考4

消防用の船舶の動力源に供する軽油は、沿岸地域の大規模火災時の消火活動や災害時の救助・救出活動を実施するにあたり、欠かせないものである。災害時における消防活動は、国民の生命・身体・財産を守り、安心・安全を確保するために極めて重要な役割を果たすものであるため、軽油引取税の課税免除の特例措置を延長。

現行制度

1. 内容

- 税 目: 軽油引取税
- 対 象: 消防用の船舶の動力源に供する軽油の引取り
- 免除額: 1キロリットルにつき32,100円
- 参 考: 昭和31年に軽油引取税の創設とともに制度化
(平成21年度より、制度が地方税法本則(恒久措置)から附則(3年の時限措置)へ移行したのち、継続的に延長)

2. 適用期限

- 3年(平成30年4月1日から令和3年3月31日まで)

改正内容

- 適用期限の3年延長(令和3年4月1日から令和6年3月31日)まで



上島町消防本部



東京消防庁